

平成26年 5月20日
東北地方整備局

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動について

建設業の法令遵守に向けた取り組みを実施

～平成25年度は90社に立入検査・報告徴取、35社に勧告～

東北地方整備局では、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、平成19年度に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、建設業者への指導・監督を行っています。

今年度の法令遵守活動にあたり、平成25年度の活動結果及び平成26年度の活動方針についてお知らせします。

<発表記者会 : 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 電話 022 (225) 2171 (代表)

建政部 計画・建設産業課

建設業適正契約推進官 阿部 健治 (内線 6119)

建設専門官 大浦 圭二 (内線 6142)

「建設業法令遵守推進本部」の活動について

【平成25年度の活動結果について】

1. 推進本部に寄せられた通報件数

○通報件数 135件（73件）

＜うち東日本大震災の復旧・復興工事に係る通報 51件（30件）＞

○通報のうち建設業法違反疑義情報 17件（7件）

＜うち東日本大震災の復旧・復興工事に係る通報 4件（2件）＞

※（ ）内数は「駆け込みホットライン」への通報件数

【法令違反疑義情報の例】

◆元下請負契約関係

下請代金額決定方法不適切、契約書面交付義務違反、下請代金支払遅延

◆施工現場法令違反関係

現場技術者専任義務違反、一括下請負

◆その他

無許可営業、施工体制台帳・施工体系図作成義務違反

2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

○立入検査・報告徴取の件数 90社

＜うち「復旧・復興工事に係る法令遵守の徹底」関係 49社＞

3. 監督処分・勧告の実施概要

○「営業停止」（建設業法第28条第3項） 3社

【処分理由】 無許可業者との契約締結（1社）、他法令違反（2社）

○「勧告」（建設業法第41条第1項） 35社

＜うち「復旧・復興工事に係る法令遵守の徹底」関係 21社＞

【勧告内訳】

◆下請契約に係る契約書面の適正交付・・・・・・・・・・30件

◆下請代金支払に係る法定支払期限の遵守・・・・・・・・28件

◆契約締結書面を適切な時期に交付・・・・・・・・・・6件

◆営業所専任技術者の常勤性確保・・・・・・・・・・1件

◆その他（適正な見積期間の設定等）・・・・・・・・・・3件

※1件の勧告に複数の項目が含まれることがあるため勧告件数と内訳件数は一致しない

4. 「建設業取引適正化推進月間」（11月）の実施内容

国土交通省及び都道府県では11月を「建設業取引適正化推進月間」として建設業の取引適正化に関し集中的に取り組んでいます。

平成25年度の主な取組結果は次のとおりです。

・立入検査を集中的に実施

大臣許可業者 16社

知事許可業者 10社（県との合同立入検査）

・建設業者等を対象とした法令遵守に関する「講習会」を東北6県で開催

【平成26年度の活動方針について】（詳細別紙）

※主な取り組み

①社会保険未加入対策の推進

②建設業の法令遵守に向けた立入検査の実施

③消費税転嫁拒否行為等に関する調査・指導

④復旧・復興工事に係る法令遵守の推進

⑤「建設業取引適正化推進月間」（11月）における活動

⑥「駆け込みホットライン」等の運営

⑦関係機関との連携

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部 平成26年度 活動方針

【基本方針】

東北地方整備局では、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、平成19年4月に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、建設業者への指導・監督を行っています。

東日本大震災の復旧・復興工事の加速化に加え、政府の「好循環実現のための経済対策」において、「東日本大震災の被災地の復旧・復興」、「国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組や社会資本の老朽化対策の加速」等が盛り込まれたことから、今後は更なる建設投資の増加が見込まれます。一方で、市場規模の拡大に伴い、建設業における法令違反行為の増加が懸念されることから、建設業の健全な発達と建設工事の適正な施工の確保を図り、法令遵守活動を一層推進していきます。

＜主な取り組み＞

1. 社会保険未加入対策の推進
2. 建設業の法令遵守に向けた立入検査の実施
3. 消費税転嫁拒否行為等に関する調査・指導
4. 復旧・復興工事に係る法令遵守の推進
5. 「建設業取引適正化推進月間」（11月）における活動
6. 「駆け込みホットライン」等の運営
7. 関係機関との連携

【1】具体的な取り組み

1. 社会保険未加入対策の推進

国土交通省直轄工事では、平成26年8月1日以降、元請業者及び下請代金の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上の工事における一次下請業者を社会保険等加入業者に限定するとともに、二次以下の下請業者も含め、社会保険等に未加入である場合は、建設業担当部局による加入指導等を実施することとなりました。

これを踏まえ、企業間の公正な競争環境の整備、建設労働者、特に若年者の雇用の確保を目的に保険加入促進に向けた対策を推進します。

- ① 発注部局、関係機関との連携による確認及び指導
- ② 建設業許可、経営事項審査における確認及び指導
- ③ 立入検査による確認（標準見積書の活用状況を含む）及び指導

2. 建設業の法令遵守に向けた立入検査の実施

適正な請負契約及び施工体制の確保に向けて立入検査を実施します。

（1）検査対象

以下の建設業者に対して立入検査を行います。

- ① **元請下請間の取引の適正化に関する立入検査**
 - 下請取引等実態調査(国土交通本省による調査)で指導項目があった業者
 - 過去に立入検査を実施し指導（勧告）を行った業者
 - 低入札価格調査制度対象工事の受注業者 等
- ② **一括下請負等の建設業法違反に関する通報に基づく立入検査**
 - 駆け込みホットラインへの通報等で建設業法違反の疑義がある業者
 - 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条の規定に基づき公共発注機関から通知があった業者 等
- ③ **東日本大震災の復旧・復興工事に係る建設業者への指導・監督**
 - 被災3県で新たに大臣許可を取得した業者
 - 被災3県に営業所を新設した業者 等

（2）検査項目

立入検査では以下の項目に重点を置き、指導・監督を行います。

- ① **取引の適正化**
 - 請負契約書の作成の有無、内容不備の有無
 - 合理的な理由のない請負代金の減額や未払いの有無
 - ダンピング受注に係る下請負人へのしわ寄せの有無
- ② **施工体制の適正化**
 - 監理技術者、主任技術者及び営業所専任技術者の不適正な配置
 - 施工体制台帳の作成の有無、内容不備の有無
 - 一括下請負の有無
- ③ **営業所の不適正な設置**（いわゆる「名ばかり営業所」）
- ④ **経営事項審査の虚偽申請**

3. 消費税転嫁拒否行為等に関する調査・指導

平成26年4月1日から消費税率が引き上げられたことに伴い、円滑かつ適正な転嫁を確保するため建設業における転嫁拒否行為等について調査・指導を行います。

- ① 立入検査における調査
- ② 関係機関との連携による調査・指導

4. 復旧・復興工事に係る法令遵守の推進

復旧・復興工事の適正な施工の確保を図るため、平成24年11月から被災3県及び関係機関と連携のうえ実施している東日本大震災被災地域における建設業法違反等に関する監視の取組及び啓発活動について、継続して推進します。

5. 「建設業取引適正化推進月間」(11月)における活動

国土交通省及び都道府県が主催する「建設業取引適正化推進月間」において、関係機関と連携のうえ、集中的に法令遵守に関する活動を実施します。

- ① 建設業者を対象とした法令遵守の講習会の実施
- ② 立入検査の集中的な実施

6. 「駆け込みホットライン」等の運営

「駆け込みホットライン」、「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」について、立入検査や講習会等の機会を捉えて一層の周知を図り、法令違反疑義情報の積極的な収集に努めます。

7. 関係機関との連携

建設業者への指導・監督を効果的に行うため、県の建設業許可部局と建設業法違反情報等について情報共有及び意見交換を行います。

また、東日本大震災に係る復興事業等の円滑な実施に向け、業界団体等と積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業に係る法令遵守の更なる徹底を図ります。

【2】違反業者への対応

立入検査等の結果、悪質な違反が確認された場合には、監督処分等を行います。